

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年11月7日
【報告者の名称】 アシックス商事株式会社
【報告者の所在地】 神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 (078)795-2000(代表)
【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 大原 正博
【縦覧に供する場所】 アシックス商事株式会社
(神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とはアシックス商事株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは株式会社アシックスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で当社が有する情報をもとに作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社アシックス
所在地 神戸市中央区港島中町七丁目1番1

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年11月6日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、後記3.(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、後記3.(3)「本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の中の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載された方法により、決議に参加した取締役の全員一致により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、当社普通株式のうち、4,459,000株(当社の第60期第1四半期報告書(平成25年8月8日提出)(以下「第60期第1四半期報告書」といいます。))に記載された平成25年6月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数8,842,636株に対する所有株式数の割合(以下「所有株式割合」といいます。))にして50.43%(小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。)(以下「公開買付者所有株式」といいます。)を所有するとともに、公開買付者の完全子会社である山陰アシックス工業株式会社を通じた間接所有分(200,000株、所有株式割合にして2.26%)と合わせて、当社普通株式4,659,000株(所有株式割合にして52.69%)を所有しており、当社を連結子会社としています。公開買付者は、この度、平成25年11月6日開催の取締役会において、当社を完全子会社とすること(以下「本完全子会社化」といいます。)を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している当社普通株式の全部(但し、公開買付者所有株式、山陰アシックス工業株式会社が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を対象として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て(公開買付者所有株式、山陰アシックス工業株式会社が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったときは、本完全子会社化を実施するため、本公開買付け後に公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施する予定であるため(本公開買付け及び本株式交換を総称して、以下「本取引」といいます。)、本取引が実施された場合、当社普通株式は所定の手続きを経て上場廃止となります。本株式交換の詳細については、後記3.(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

また、本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の創業者・取締役相談役である田嶋弘吉氏(所有株式数389,500株、所有株式割合にして4.40%)及び、その妻である田嶋チヨ子氏(所有株式数115,100株、所有株式割合にして1.30%)との間で、両氏の所有する当社普通株式(所有株式数504,600株、所有株式割合にして5.71%)の全てについて、それぞれ本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのこと。なお、本公開買付けへの応募に関する条件はないとのこと。

本公開買付けの背景

公開買付者は、昭和24年に創業し、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献するという願いのもと、創業以来お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界中のスポーツ選手、スポーツを愛する全ての人々、健康を願う人々に、スポーツシューズを中心に付加価値の高い、高機能・高品質の商品を提供しております。

現在、公開買付者及び子会社(平成25年3月31日時点、全51社。以下公開買付者を含めて「アシックスグループ」といいます。)は、グローバル規模での持続的成長を志向した中期経営計画「アシックス・グロース・プラン2015(以下「AGP2015」といいます。)」を掲げ、平成27年度までに連結売上高4,000億円達成の実現を目指しております。そして、基本方針である「グループ全体で、お客様起点の活動を徹底する」のもと、基本戦略としてアスレチックスポーツ事業、スポーツライフスタイル事業、健康快適事業という三つの事業領域(ビジネスドメイン)において、革新的な価値の提供とお客様ニーズ対応の融合(製品戦略)、グローバル組織の構築(組織戦略)を核とした事業戦略を遂行しております。

一方、当社は公開買付者の前身である「オニツカ株式会社」に対し靴資材の販売を行っていたことから両社創業者間の信頼関係が構築された経緯で、公開買付者が当社の第三者割当増資を引き受け、昭和62年には当社に対する公開買付者の持株比率が間接所有分も含め50.00%になったのを機に、当社は「アシックス商事株式会社」に商号変更し、現在に至っております。

その後、当社の株式上場(平成3年に証券会員制法人大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)市場第二部上場、平成15年に東京証券取引所市場第二部上場)などを経て、公開買付者は、アシックスグループ全体の更なる売上拡大、企業価値向上を目的として、平成19年に当社との間で、商品力の強化やグローバルな事業拡大、事業の合理化・コスト削減などの業務提携を行うことで合意するとともに、当社に対して公開買付けを実施(公開買付価格2,150円)し、公開買付けの結果、議決権比率が35.84%から51.09%となり当社を連結子会社としました。

当社の主な事業は、国内向けの比較的低価格な普段履きシューズ(汎用シューズ)、海外向けの中価格帯スポーツシューズ及びシューズ用資材の販売であり、シューズ商品については、自社で企画・開発し、海外メーカーへ委託生産して仕入れた上で、国内の小売店等及び公開買付者の海外販売子会社に販売しております。また、当社は当社の完全子会社であるニッポンスリッパ株式会社を通じて、スリッパ・日用品等の企画・販売も行っております。

今後、アシックスグループを取り巻くスポーツ用品業界は、健康志向によるスポーツへの関心の高まりやランニングブーム、さらには新興国市場の拡大を背景に、引き続き堅調に推移すると予想されます。このような情勢のもと、アシックスグループは、中期経営計画AGP2015に基づき、世界本社機能の更なる強化、世界最大市場の北米と高成長市場の新興国での事業拡大及び日本事業の強化・拡大に取り組み、グローバル化が進展する経営環境に即応し、持続的な成長に努めている状況にあります。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(ア)意思決定の過程

こうした中、公開買付者と当社は、中期経営計画AGP2015の目標の実現に向けて、平成25年8月下旬の公開買付者の提案を契機として、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任した上で、当社は、当社及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業を選任した上で、当社及びアシックスグループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策並びに本取引の諸条件について複数回に亘る協議を重ねてまいりました。その結果、公開買付者が本公開買付けを通じて当社を完全子会社化することによって、公開買付者の持つブランド力や信用力等の経営資源を当社が最大限活用することが可能となる、より緊密な協力体制を構築し、当社において機動的かつ迅速な組織体制を構築することが、当社の更なる成長を実現する最善策であり、当社及びアシックスグループの企業価値を最大化させることになるとの結論に至りました。具体的には、後記(イ)「本取引後の経営方針」に記載の各種施策により、当社及びアシックスグループの企業価値を最大化させることが可能であると判断したものです。更に、本完全子会社化は、両社の親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除し、また当社の上場維持コストの負担軽減により当社及びアシックスグループの更なる経営管理体制の効率化やスリム化を可能にするものであります。

また、取引のストラクチャーにつきましては、当初、公開買付者は、公開買付者の普通株式を対価とする株式交換のみによって当社を完全子会社化することを検討していたとのことですが、当社との協議・交渉や公開買付者及び当社の近時の事業及び経営環境等を勘案した結果、当社の株主の皆様が受け取る対価の選択肢を増やすことで、より多くの株主の皆様から当社の完全子会社化にご賛同いただけることは望ましいことであり、当社の株主の皆様に対して現金か公開買付者の普通株式を選択する機会をご提供することにも一定の合理性があると判断したとのことであり、公開買付者から、株式交換に先立って公開買付けを実施することが提案され、合意に至りました。

加えて、本公開買付価格は、当社と公開買付者との複数回に亘る協議・交渉の結果、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付しているとして当社が判断するに足る価格で合意するに至りました。具体的には、()後記(3)「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、大和証券による算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、()当社が平成3年1月30日に大阪証券取引所市場第二部に上場して以降の最高値である2,100円を上回る価格であること、()本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月5日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,860円に対して約34.4%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成25年10月7日から平成25年11月5日まで)の終値単純平均株価1,809円(小数点以下四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)に対して約38.2%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成25年8月6日から平成25年11月5日まで)の終値単純平均株価1,782円に対して約40.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成25年5月7日から平成25年11月5日まで)の終値単純平均株価1,768円に対して約41.4%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、()後記(3)「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための処置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(イ)本取引後の経営方針

アシックスグループの中期経営計画であるAGP2015目標必達のために、公開買付者は当社を完全子会社化し、連携を深めていくことで、経営資源の集中、商品イノベーション、管理、マーケティング等の協業等を通じて、成長速度の加速、競争基盤の拡充を共に目指していきます。当社が公開買付者の完全子会社となることで、両社間においてより迅速かつ緊密な事業面での連携及び機能再編が可能となります。具体例として、アシックスグループが保有する商標・特許・意匠等の知的財産権や各種の技術情報等及び公開買付者のマーケティング活動におけるノウハウを活用した事業展開を両社で推進することで、公開買付者と一体となって、アシックスブランド及びアシックスグループ保有のブランドのブランドマネジメント及びブランド価値の向上を図ります。また、知的財産権の適切な管理体制の構築など、管理面における公開買付者のインフラ及びノウハウを当社と共有することによって効率的な組織運営を実現します。両社間で共通する業務については、資材調達の一元化及び製品材料の共有化等の業務の集約化・再編を実施するなど、アシックスグループ内で相互連携の強化・合理化を行うことでコスト面の削減を目指します。さらには、ガバナンス強化が求められる環境下、アシックスグループの行動規範、CSR方針に則った経営の一層の徹底や浸透を通じて、当社の経営品質及びグループ経営の透明性を向上し、強固なガバナンス及びコンプライアンス体制を構築することで、持続的な成長基盤の拡充に取り組んでいきたいと考えております。

また、当社は、公開買付者との間で、公開買付者及び当社が、より緊密な協力体制を構築して、公開買付者の持つブランド力や信用力等の経営資源を当社が最大限活用することを可能にし、当社において機動的かつ迅速な組織体制を構築することによって、当社の更なる成長を実現し、もって当社及びアシックスグループの企業価値を最大化させることを目的として、平成25年11月6日付で経営統合に関する基本合意書(以下「本合意書」といいます。)を締結しております。当社は、本合意書に基づき、当社の強みとする商品群において、競争力及び商品力のある商品開発を行い、公開買付者と当社が相互の販売ルートを活用することで、シナジーを拡大し、アシックスグループ全体の更なる収益の拡大を図るとともに企業価値の向上を図ってまいります。なお、当社と公開買付者が本合意書において合意した主な事項は以下のとおりです。また、公開買付者は、公開買付者から当社に役員を派遣するか否かを決定しておらず、本完全子会社化後も、当社の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意することとをしております。

ア 本公開買付けの実施

公開買付者は、本公開買付けを実施する。

イ 本公開買付けへの賛同

当社は、取締役会において本公開買付けに対して賛同し、株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行った上で、これを公表する。

ウ 業務上の提携

・開発・生産体制の最適化

公開買付者及び当社は、当社の生産能力の範囲内で、公開買付者の中価格帯以下の商品の開発・生産等について、当社への委託の拡大を図り、アシックスグループの開発・生産体制の最適化を図る。

・事業拡大

当社は公開買付者の販売ルートを活用して事業の拡大を図る

・スポーツ工学研究所の更なる活用と商品力の強化

当社は、公開買付者のスポーツ工学研究所を活用した商品企画及び開発により、市場での差別化を行う。

エ 本公開買付け後の経営体制

公開買付者は、本公開買付け後も、本合意書締結日現在の当社の取締役については、アシックスグループの経営幹部として必要な経営に関する知見(アシックスグループの経営理念の理解を含みますが、これに限られません。)の具備を前提に、引き続き当社の業務執行を行わせる予定である。

オ 従業員の処遇

公開買付者及び当社は、本完全子会社化後少なくとも3年間、本完全子会社化手続の完了時点における当社及び当社の子会社(以下「当社ら」といいます。)の従業員について、原則としてその雇用を継続させ、また、その雇用条件を従業員に実質的に不利益に変更させない。また、公開買付者は、本完全子会社化から3年経過した後も、当社らの従業員の雇用の継続に努めるものとする。なお、疑義を避けるために付言すると、当社らの就業規則等に基づき合理的に行われる就業の場所及び従事する業務の内容の変更は、雇用条件の実質的に不利益な変更には該当しない。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において当社が公開買付者の連結子会社であることを勘案し、当社及び公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーでもある三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、当社の株式価値の分析を依頼したとのことです(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しないとのことです。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)の各手法を用いて当社普通株式の株式価値分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成25年11月5日に株式価値算定書を取得したとのことです(なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において分析された当社普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	1,767円から1,850円
類似会社比較分析	2,086円から2,413円
DCF分析	2,361円から2,666円

まず市場株価分析では、平成25年11月1日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の基準日の普通取引終値1,850円、直近1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,799円(小数点以下四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)、直近3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,778円及び直近6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,767円を基に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を1,767円から1,850円までと分析しているとのことです。

次に類似会社比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を2,086円から2,413円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を2,361円から2,666円までと分析しているとのことです。

(注)三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社普通株式の株式価値の算定に際し、公開買付者及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社の関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成25年11月1日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社普通株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、現在の金融・マーケット環境や当社のファンダメンタルズが反映されていると考えられる当社普通株式の市場価格に合理的なプレミアムを付した買付価格を当社の既存の株主の皆様に対し提示することが相当であると判断し、最終的に平成25年11月6日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり2,500円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり2,500円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成25年11月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値1,860円に対して34.4%(小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。)、過去1ヶ月間(平成25年10月7日から平成25年11月5日まで)の普通取引終値の単純平均値1,809円に対して38.2%、過去3ヶ月間(平成25年8月6日から平成25年11月5日まで)の普通取引終値の単純平均値1,782円に対して40.3%、過去6ヶ月間(平成25年5月7日から平成25年11月5日まで)の普通取引終値の単純平均値1,768円に対して41.4%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である大和証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成25年11月5日付で大和証券から株式価値算定書を取得しております。なお、当社は大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

大和証券は、当社からの依頼に基づき、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行っております。大和証券が上記手法に基づき算定した当社普通株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	1,767円から1,841円
類似会社比較法	2,161円から2,710円
DCF法	2,455円から3,051円

市場株価法においては、算定書作成日の前営業日である平成25年11月1日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の過去1ヶ月間の終値単純平均株価1,799円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)、過去3ヶ月間の終値単純平均株価1,778円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価1,767円に加え、平成25年10月21日に業績予想を上方修正していることを踏まえ、平成25年10月22日から基準日までの間の終値単純平均株価1,841円を基に、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,767円から1,841円までと算定しております。

類似会社比較法においては、国内上場会社のうち、当社の主要事業であるシューズ販売(卸売)事業との類似性を考慮して、株式会社リーガルコーポレーション、東邦レマック株式会社及び株式会社アマガサを類似会社として抽出し、EBITDAマルチプルを用いて当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を2,161円から2,710円までと算定しております。

DCF法においては、当社が作成した平成26年3月期から平成29年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しています。割引率は7.51%～9.86%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を0.0%として算定しております。

DCF法の算定の前提として当社の事業計画に基づく収益予測は以下のとおりです。当該収益予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありませんが、平成27年3月期及び平成28年3月期については、国内における消費税増税や円安傾向の定着見通しによる収益の低下に加えて、生産委託先におけるコスト変動等の要因により、減益を見込んでおります。

なお、本完全子会社化後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

(単位:百万円)

	平成26年3月期 (6ヶ月)	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	16,472	30,600	31,600	32,700
営業利益	1,360	2,082	1,695	1,981
EBITDA	1,439	2,232	1,850	2,141
フリー・キャッシュ・フロー	229	2,768	956	1,254

なお、第三者算定機関である大和証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、本公開買付けに対する当社の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続について法的助言を受けているとのことです。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、大和証券より取得した株式価値算定書、北浜法律事務所・外国法共同事業から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社は、()本公開買付け及び本完全子会社化を通じて、当社の企業価値を向上させることが可能となるとともに、()本公開買付け価格及び本公開買付けに係る諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年11月6日開催の当社取締役会において、当社取締役のうち、田嶋弘吉氏、和田清美氏及び佐野俊之氏を除く取締役全員(全6名のうち参加者3名)が審議及び決議に参加し、決議に参加した当社の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、上記取締役会には当社の全ての監査役(全3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役である田嶋弘吉氏は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募に合意していることから、本公開買付けに関し当社と利益が相反するおそれがあるとして、上記の決議に関する審議には一切参加しておりません。また、和田清美氏は公開買付者の前代表取締役であって現在相談役であり、佐野俊之氏は公開買付者の取締役常務執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、両氏は上記の決議に関する審議には一切参加しておりません。

公開買付者との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、本取引における意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者と利害関係のない当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている松本邦雄氏に対し、本取引に係る当社による決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

当社は、松本邦雄氏から、平成25年11月6日に、(a)本取引は、当社と公開買付者がより一層の連携強化を図り、更なるシナジーの実現や強固なガバナンス体制の構築を目的とするものであって、当社の企業価値向上に資するものであり、(b)(3)「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の各措置が講じられる等、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付価格は、大和証券による当社普通株式の株式価値の算定結果を参考として、当社と公開買付者が対等な立場で交渉を行ったうえで、当該算定結果の範囲内で決定されており公正な価格であると認められること、また、本公開買付けの後に予定されている本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定結果を参考に、本公開買付け終了後に公開買付者と当社がそれぞれの株主の利益に十分配慮して協議の上で決定する予定であり、本株式交換により当社の少数株主が受け取る対価(公開買付者株式。但し、受け取るべき株式の数に1株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。)を決定するに際しての当社普通株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格とする予定であり妥当であると認められることから、本取引に関する当社の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする意見書を入手いたしました。

本公開買付価格の適正性その他本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、当社普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

なお、当社は、公開買付者との間で、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、当社が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを一切禁止するような合意は行っていません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、前記3.(2)「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本取引により、当社の発行済株式の全て(公開買付者所有株式を除きます。)を取得する予定とのことです。

具体的には、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て(公開買付者所有株式、山陰アシックス工業株式会社が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったときは、公開買付者及び当社は、本公開買付け後に、本株式交換を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て(公開買付者所有株式を除きます。)を取得することを企図しているとのことです。

これは、当社の少数株主の皆様に対して、本公開買付価格で所有株式をご売却いただくことでより早期の金銭による対価を受領する機会をご提供するとともに、引き続きアシックスグループの事業に投資していただけるよう、その後に予定している本株式交換によって新たに公開買付者の株主となっていただくという選択も可能としたものとのことです。

本株式交換においては、当社の少数株主の皆様が所有する当社普通株式の対価として公開買付者株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった当社普通株式を含む当社の全株式(本株式交換の効力発生の直前の時点において公開買付者が所有している当社普通株式を除きます。)は全て公開買付者株式と交換され、公開買付者株式1株以上を割り当てられた当社の少数株主の皆様は、公開買付者の株主となります。本株式交換は、その効力発生日を遅くとも平成26年4月頃を目途に設定して実施する予定です。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、法定の条件を満たすことにより、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定結果を参考に、本公開買付け終了後に公開買付者と当社がそれぞれの株主の皆様が利益に十分配慮して協議の上で決定することを予定しておりますが、本株式交換により当社の少数株主の皆様が受け取る対価(公開買付者株式。但し、受け取るべき株式の数に1株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。)を決定するに際しての当社普通株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格にする予定です。なお、当社は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に、自らが所有する当社普通株式の全てを消却する予定です(当社の平成25年11月6日公表の「平成26年3月期第2四半期決算短信(日本基準)(連結)」に記載された平成25年9月30日現在の当社の所有する自己株式数は698,063株であり、当該自己株式数の所有株式割合は7.89%です。)

本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の少数株主の皆様は、会社法その他関連法令の定めに従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は、その後前記3.(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本株式交換により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実施された場合、当社普通株式は当該上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の創業者・取締役相談役である田嶋弘吉氏(所有株式数389,500株、所有株式割合にして4.40%)及び、その妻である田嶋チヨ子氏(所有株式数115,100株、所有株式割合にして1.30%)との間で、それら両氏の所有する当社普通株式(所有株式数504,600株、所有株式割合5.71%)の全てについて、それぞれ本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。なお、本公開買付けへの応募に関する条件はないとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
眞木 秀 樹	代表取締役	社長	19,357	193
梅 垣 和 英	取締役	副社長兼管理本部長	30,155	301
白 川 正 人	取締役	物流本部長	14,202	142
田 嶋 弘 吉	取締役	相談役	389,500	3,895
和 田 清 美	取締役			
佐 野 俊 之	取締役			
岩 崎 隆	常勤監査役		9,098	90
布 川 富 生	常勤監査役		10,214	102
松 本 邦 雄	監査役			
計			472,526	4,723

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。なお、所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数及びそれぞれに係る議決権の数を含めます。

(注2) 取締役和田清美及び佐野俊之は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 常勤監査役岩崎隆及び監査役松本邦雄は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注4) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。